

# 美里町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務に 係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目 的

この要領は、「美里町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務」(以下「本業務」という。)を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 名称 美里町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務
- (2) 業務の内容

別に定める美里町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。ただし、契約時における仕様書については、選定された候補者の企画提案内容及び「高齢者福祉計画」「第 10 期市町村介護保険事業計画」の指針に応じて変更することがある。

- (3) 履行期間 令和 7 年度 委託契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで  
令和 8 年度 委託契約締結日から令和 9 年 3 月 23 日(火)まで

### (4) 委託金額

この業務にかかる予算は令和 7 年度 2,609,000 円、令和 8 年度 4,000,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を予定していることから、業務委託料の積算にあっては、予算の範囲内とすること。ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、町はその損害について一切負担しない。

## 3 受託者選定方法

企画提案書の公募型プロポーザル方式

## 4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 5 参加資格

企画提案書を提出する者(以下「応募者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 九州地内に本社、支社または営業所等を有するコンサルタント等で計画策定・調査研究を業として行う事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律 75 号）による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 直近年の国税、県税、市町村民税に滞納のこと。
- (5) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、過去 5 年間で、他自治体の類似計画策定に係る業務の受託実績があること。また、当該事業を適正に実施できること。
- (6) 美里町暴力団排除条例（平成 23 年美里町条例第 18 号）第 2 条第 2 項に該当する者でないこと。
- (7) 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておけるものであること。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できるもの。

## 6 参加表明受付

参加予定者は、下記の提出書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書【様式 1】
- ② 会社概要書【様式 2】
- ③ 類似契約実績書【様式 3】

本業務と類似した契約の実績概要を記載すること。但し、令和 2 年度以降の実績に限ります。なお、類似契約実績書記載の契約により作成した代表的な成果品（コピー可）1 部を添付すること。

- ④ 誓約書【様式 4】

### (2) 提出部数 各 1 部

### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

### (4) 提出期間 令和 7 年 12 月 17 日（水）～令和 7 年 12 月 26 日（金）正午まで必着

### (5) 提出先 〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和 420 番地 美里町役場 福祉課 介護・高齢者支援係

### (6) 留意事項

- ① 提出された参加表明書等の修正又は変更は認めない。
- ② 提出された参加表明書等は返却しない。

### (7) 参加資格承認

本業務の参加資格承認の可否の連絡は、令和7年12月26日（金）までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知するものとする。

## 7 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年12月17日（火）～令和7年12月23日（火）正午まで  
(2) 提出方法

質疑書【様式5】を用い、電子メールで下記のメールアドレス宛てに提出すること。

E-mail : kaigo@town.kumamoto-misato.lg.jp

- (3) 質疑に対する回答

令和7年12月24日（水）までに、本業務への参加を表明した応募者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答するものとする。

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

次に示す書類を作成すること。但し、下記項目に加えて、新たな項目について提案を行うことは妨げない。

- ① 提案書【様式6】
- ② 企画書【任意様式】
  - ・仕様書に基づき作成すること。
- ③ 業務の実施体制調書【様式7】
- ④ 業務責任者実績書【様式8】
- ⑤ 業務スケジュール表【任意様式】
- ⑥ 見積書【任意様式】(積算内訳も提出)
  - ・様式は任意とし、業務名称及び金額（税込価格）を記載すること。
  - ・委託金額を超えないようにすること（超えた場合、失格となる）。

- (2) 提出部数 各7部

正本1部 副本6部（副本については複写可とする）

- (3) 提出方法

前記「6（3）提出方法」のとおり

- (4) 提出期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月9日（木）17時まで必着

- (5) 提出先

前記「6（5）提出先」のとおり

## 9 候補者の選定等

### (1) 選考方法等

応募者の選定は、「選定委員会」において審査を行い、次により選定する。

- ① 1次選定として企画提案書等書類を審査、採点し、上位3事業者を2次選定のプレゼンテーション対象者として選定する。ただし、企画提案者が3者以内の場合は、すべての応募者を2次選定の対象者とする。
- ② 上位3事業者による2次選定を、「10 プrezentation」のとおり行う。
- ③ 2次選定としてプレゼンテーションの内容を審査、採点し、合計点数の総計が最高得点を得た者を契約の委託候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者として特定する。
- ④ 委託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点者と交渉を行うものとする。

### (2) 選定結果の通知

1次選定終了後、全ての応募者に1次選定の結果を令和8年1月14日（水）までにメールで通知する。2次選定終了後、2次選定に参加した事業者に2次選定の結果を令和8年1月20日（火）までにメールで通知する。

## 10 プrezentation

### (1) 実施日時及び会場

日時 令和8年1月19日（月）午後1時30分から

会場 美里町役場 中央庁舎 大会議室

### (2) 実施時間

1事業者につき40分以内（プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分）とする。

### (3) その他

- ① プrezentationは非公開とする。
- ② プrezentationは、「8（1）提出書類」で提出した資料に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明のスタイルは自由とする。
- ③ プrezentationで使用する資料は、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ④ パワーポイント等を利用しての説明を認めるが、パソコン及びプロジェクター等は持参すること。（スクリーンについては事前に申し出れば本町が用意する）
- ⑤ 会場に入室できる者は1事業者3名以内とし、業務の実施体制調書【様式7】に記載された業務責任者が必ず出席すること。

## 11 参加の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記「5 参加資格」の参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 見積書の見積額（税込）が前記「2 業務の概要」中、「(4) 委託金額」を超えていている場合。

## 1.2 企画提案書公募によるプロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと認めるときには、中止または、取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を美里町に請求することはできない。

## 1.3 参加者の辞退

参加表明書提出後、都合によりプロポーザルを辞退するときは、速やかに「17 問合せ先」まで連絡の上、企画提案書辞退届【様式9】を提出すること。

## 1.4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正または変更は一切認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提出書等は、候補者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、美里町情報公開条例（平成19年条例第2号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 1.5 契約関係

- (1) 受託者として選定された者と見積合わせを行ったうえで、契約手続きを行う。受託者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、契約手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。
- (2) 契約に係る業務内容は、別途、仕様書に定める。なお、契約締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もあり得るが、提案が必ず仕様に反映されるわけではない。

## 16 スケジュール

順	手続き等	期限等
1	実施要領等の公表・参加募集	令和7年12月17日（水）～12月26日（金）
2	質疑書の提出	令和7年12月17日（水）～12月23日（火）正午まで
3	質疑書の回答	令和7年12月24日（水）
4	参加表明書の提出	令和7年12月26日（金）正午まで必着
5	参加資格承認の可否通知	令和7年12月26日（金）
6	企画提案書の提出	令和8年1月5日（月）～1月9日（金）17時まで必着
7	1次選定及び審査結果通知	令和8年1月14日（水）
8	2次選定（プレゼンテーション）	令和8年1月19日（月）
9	2次審査・委託候補者等の決定	令和8年1月20日（火）
10	2次選定結果通知、結果の公表	令和8年1月21日（水）
11	契約内容の調整、仕様書の確定	令和8年1月22、23日（木、金）予定
12	仕様書確定後の見積書の提出	令和8年1月28日（水）予定
13	契約書の締結	令和8年1月30日（金）予定

## 17 問合せ先

美里町福祉課 介護・高齢者支援係  
TEL : 0964-47-1116 FAX : 0964-47-0110  
E-mail : kaigo@town.kumamoto-misato.lg.jp